

欧州連合、遺伝資源へのアクセス・利益配分に関する規則案の採択
及び生物多様性条約名古屋議定書の批准に向けて前進

2014年1月24日
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州議会は、同議会の環境委員会において、1月22日、EU法の共同立法者である欧州議会と欧州連合（EU）理事会の交渉担当者間で合意にいたっていた、生物多様性条約（CBD）の名古屋議定書に規定された義務を履行するための「遺伝資源へのアクセス及びそのEU内での利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する規則案」（以下「本規則案」という。）を承認した旨、同日付けのプレスリリースにて報じた。これを受けて、今後数か月以内にEUが本規則案を採択し、名古屋議定書の批准を実現する可能性が高まった。

名古屋議定書は2010年10月に名古屋市で開催されたCBD第10回締約国会議（CBD・COP10）で採択された国際ルールであり、締約国に対して、適法に採取された遺伝資源のみが領域内で利用されるための措置を確保することを義務付けている。EUがこれを批准する上で本規則案を採択することが必要であったところ、欧州委員会が2012年10月にその草案を公表し、欧州議会及びEU理事会に提出。その後、両立法組織において審議が進められ、両者の担当者間で交渉が行われていた。

EU理事会及び昨年下半期にEU議長国を務めたリトアニアがそれぞれ発した昨年12月11日付けプレスリリースによれば、欧州議会とEU理事会との間で実施されていた本件に関する交渉に、リトアニアがEU議長国の立場として昨年の10月中旬から11月下旬の間に参加して三者協議を実施。その結果、同プレスリリース発出の同日付けで、それら三者間での合意内容がEU理事会の常駐代表委員会（Coreper I）により承認されていた。

なお、同12月6日付けのEU理事会文書として作成された本規則案は、1月23日時点までCBD事務局のウェブサイトにて公開されていたところ¹、そのテキストには、「利用者が、遺伝資源及びそれに関連する伝統的知識が適法にアクセスされており、利益が相互に同意した契約に基づいて公正かつ衡平に配分されることを確実にするための『デュー・デリジェンス』を実施する義務を負う」などの内容が盛り込まれている。

欧州議会の上記プレスリリースによると、同議会の環境委員会は、51対0（棄権3）の圧倒的多数で当該規則案を承認。これについて、欧州議会の本規則の立法手続の責任者であり、欧州緑グループ・欧州自由連盟会派のBelier議員は、「交渉は非常に困難だった。いくつかの加盟国は生物多様性に対して好意的ではないように思われた。（規則案の）テキスト

¹ 1月24日現在、CBD事務局のウェブサイト上で閲覧することができなくなったことから、同サイトから削除された模様。EU理事会のウェブサイトにおいても現時点で未公表。

は自分が選好していたものに比べて野心的なものではない。しかし、これによって我々は、今年末に韓国で開催される次回の COP 会議²に参加することが許される」とコメントしている。また、同プレスリリースは、「複数の EU 加盟国が、本規則が遺伝資源の全ての派生物をカバーすることに同意しなかったために、新しい本規則の射程は欧州議会が当初望んでいたものよりも狭くなる」、「遺伝資源へのアクセスにより厳しい条件を付けるとともにその条件に違反した場合にはより厳しい罰則を科すことを要求する欧州議会議員に対し、欧州理事会が合意を拒否した」などと報じている。

これらの情報から、環境志向の会派の議員をはじめとする欧州議会議員と EU 加盟国政府との間に遺伝資源へのアクセス・利益配分をめぐる問題について温度差があることがうかがえると同時に、両者が名古屋議定書の第 1 回締約国会議に締約主体として参加することの象徴的ないし実質的な価値をそれぞれの視点で見出して、早期の規則案採択に向けて妥協を図った事実が垣間見える。

欧州議会の上記プレスリリースによれば、今後、欧州議会では 3 月に本会議での投票が実施される予定であり、その後、欧州理事会が本規則に関する最終決定を採択することとなる。そして、最終的に、本規則と名古屋議定書は EU 内で同日に発効することになる。

本規則案の審議に関わる当事者の思惑どおり、本規則案が近い将来 EU の規則として無事に採択されて発効し、EU が 10 月に開催される名古屋議定書の第 1 回締約国会議に締約主体として参加できることになるのか、本件の帰すうに引き続き注目したい。

— 欧州議会のプレスリリースは、以下参照 —

[Environment MEPs back agreement on benefit-sharing of genetic resources](#)

— EU 理事会及び EU 議長国リトアニアの昨年 12 月 11 日付けのプレスリリースは、それぞれ、以下参照 —

[Access to genetic resources \(PDF\)](#)

[Adoption of the Regulation on access to genetic resources will pave way to ratification of Nagoya Protocol](#)

— 名古屋議定書の日本語仮訳文については、以下参照 —

[生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ公平な配分に関する名古屋議定書](#)

² 原文ママ。この文脈で「次回の COP (Conference of Parties) 会議」と表現した場合、CBD 第 12 回締約国会議 (CBD・COP12) を指すと考えるのが自然であるものの、EU は CBD の締約主体であることから、名古屋議定書の批准の如何にかかわらず、CBD・COP12 にはそもそも参加可能。したがって、この文意にかんがみれば、「次回の COP 会議」とは、CBD・COP12 ではなく、同会合と同時開催される予定の名古屋議定書の第 1 回締約国会議のことを指しているものと考えられる。

— 欧州議会における「欧州緑グループ・欧州自由連盟」会派については、同会派のウェブサイトを参照 —

[The Greens | European Free Alliance in the European Parliament](#)

— 本規則案に関連する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

[欧州委員会, 遺伝資源へのアクセス及び利益配分に関する規則案を公表 \(2012年10月9日\)](#)
[\(PDF\)](#)

[欧州議会, 遺伝資源に係る知的財産権の開発の側面に関する決議を採択 \(2013年1月17日\)](#)
[\(PDF\)](#)

(以上)